

○斑鳩町総合計画審議会条例

平成 11 年 3 月 19 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、斑鳩町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、斑鳩町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員は、諮問を受けた審議が終了し、町長への答申がなされた時点をもって任務を終わる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は公開を原則とし、会長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部政策財政課が所掌する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成27年条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第35号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。